

2016(平成28)年11月15日

各 位

| | |
|---------------|--------------------|
| 会 社 名 | 株式会社ドンキホーテホールディングス |
| 代 表 者 名 | 代表取締役社長兼CEO 大原 孝 治 |
| コ ー ド 番 号 | 7532 東京証券取引所市場第一部 |
| 本 社 所 在 地 | 東京都目黒区青葉台 2-19-10 |
| 情 報 開 示 責 任 者 | 専務取締役兼CFO 高 橋 光 夫 |
| 電 話 番 号 | 03-5725-7666 (直通) |

当社子会社の略式起訴と罰金の納付について

本年1月28日付『本日の報道について』でご報告いたしましたように、当社の子会社である株式会社ドン・キホーテにおいて法人としての同社と同社に所属する社員8名が、東京労働局から労働基準法違反の容疑で書類送検されました。

本件に関しまして、同社は東京簡易裁判所からの10月26日付略式命令に基づく罰金50万円を11月9日に納付いたしました。なお、同社社員8名に関しましては不起訴処分となりました。

本件により多大なるご心配をお掛けした全ての関係者各位に対し、深くお詫び申し上げます。

企業規模の急速な拡大と業績の著しい伸張に比して、労務管理における現場管理者や管理部門による指導・チェック体制の不備や労務管理ルールの認識不足があり、昨年6月までにおいて労働基準法第36条に基づく労使協定を超える長時間労働が一部店舗において発生しておりました。

当局のご指導のもと、昨年7月より、上記違反が発生している原因の調査を行い、適正な労務管理の体制を構築するために、店舗運営のオペレーション面、営業時間、人員体制面等の見直しを行い、長時間労働を発生させない制度と体制を整えました。その結果、昨年10月以降、当社及び全子会社において労務管理上の違法状態は解消しております。

昨今の労働を取り巻く環境の変化と社会の要請、また、今回の簡易裁判所からの略式命令を真摯に受け止め、こうした事態が二度と起きないように、当局への定期的な報告を行い、ご指導も受けながら、昨年6月より構築した、新たな労務管理体制の維持に努め、全社を挙げて関係法令の遵守を徹底して参ります。

以 上